

P-6

222  
132

貸借者心得

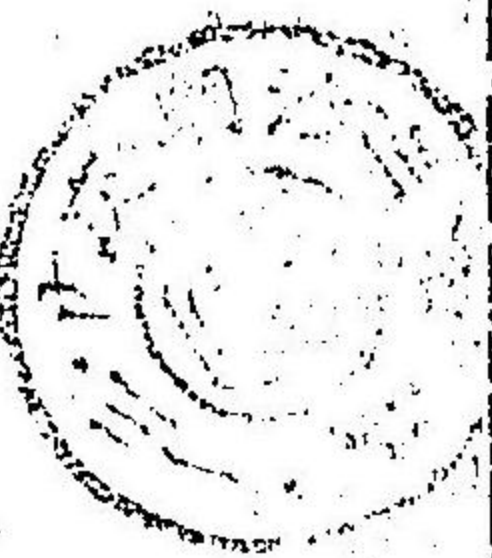
裁判必勝法全

東京 益世館印行



見よ見よ 金に關係ある人は

急ぎ見よ 金の大切なる人は



凡そ金銭物品の貸借に限らず總て民事上の裁判に於て勝訴者たらんと欲せば  
 先づ本書を座右の參謀顧問として之れが運用を巧みにせば法規の手續きを誤  
 る事なく時期を失するの慮なく法廷場裡に於て常に優勝の地位に立ち百訴百  
 勝の秘法を解得するを以て啻に機先を制するのみならず對手者をして我軍門  
 に降伏謝罪せしむるは易々たるのみ豈に快ならずや  
 本書は世人の多く知らんと欲する民事裁判上の手續等を商法、民法、民事訴訟  
 法、民事訴訟費用法、裁判所構成法、公證人規則、執達吏規則、其他金銭物品の  
 貸借事項に關する諸法令を參酌して編纂したるものにして何人にも了解し易  
 き様平易に解説したれば金銭貸借其他契約等を爲すものは必ず一讀して進ん  
 だは勝ち退ては守るの法を熟知すべし  
 本書は曩に發行せし現行諸證書文例大全と併せ活用せば車の兩輪鳥の兩翼鬼  
 に鐵棒的の良書なり請ふ幸に實地に驗せよ



# 裁判必勝法目録

第一章 消滅時効(出訴期限).....三	第十三章 通常の訴訟手續.....三	連帶債務.....二〇
第二章 時効の中断.....四	第十四章 督促手續(支拂命令).....三	保證債務.....二
第三章 訴訟用印紙法.....四	第十五章 控訴.....三	先取得權.....二
第四章 民事訴訟費用.....五	第十六章 上告.....三	不動産の先取得權.....三
第五章 執達吏手数料.....六	第十七章 再審.....四	不動産の先取得權.....三
第六章 公正證書手数料.....七	第十八章 強制執行.....五	質權.....三
第七章 裁判所の事務の管轄.....七	第十九章 金銭の債權に付ての強制執行.....六	不動産質.....三
地方裁判所の管轄.....七	第二十章 動産に對する強制執行.....六	不動産質.....三
控訴院の管轄.....八	第二十一章 有體動産に對する強制執行.....六	權利質.....三
大審院の管轄.....八	債權及び他の財産權に對する強制執行.....六	第二十三章 抵當權の効力.....二四
第八章 訴訟代理人及び補佐人.....九	第二十二章 利息の延滞したる時債權の効力.....二〇	第二十四章 約束手形及び爲替手形.....二五
第九章 訴訟費用の負擔.....九	第二十三章 家資分散.....九	
第十章 訴訟手續.....九	第二十四章 貸借心得.....九	
第十一章 地方裁判所訴訟手續.....九		
第十二章 闕席判決.....二		

## 目次終

# 裁判必勝法

## 第一章 消滅時効(出訴期限)

消滅時効と云ふは、出訴期限を定めたるものなれば金銭物品の貸借には第一に心得居らざる可からざる条件なり。若し此條件を知らざる時は貸主は其權利を失ひ隨て借主は支拂の義務を免かるゝの結果を見るに至るべし、今其權利義務の消滅する期間を左に示す

- 債權は十年間之を行はざるに依りて消滅す
- 債權又は所有權に非ざる財産權は二十年間之を行はざるに依りて消滅す(民第六十七條)
- 定期金の債權は第一回の辨濟期より二十年間之を行はざるに依りて消滅す最後の辨濟期より十年間之を行はざる時も又同じ(同第六十八條)
- 年又は之より短き時期を以て定めたる金銭其他の物品の給付を目的とする債權は五年間之を行はざるに因りて消滅す(同第六十九條)
- 左に掲げたる債權は三年間之を行はざるに因りて消滅す(同第七十條)

## 減す(同第七十條)

- 一 醫師、産婆及び藥劑師の治術、勤勞及び調劑に關する債權
  - 二 技師、棟梁及び請負人の工事に關する債權
- 但し此時効は負擔したる工事終了の時より之を起算す
- 辯護士、公證人及び執達吏の職務に關する債權は其原因たる事件終了の時より二年間之を行はざるに因りて消滅す但其事件中の各項終了の時より五年を経過したるときは右の期間内と雖も其事項に關する債權は消滅す(同七十二條)

## 減す(同七十二條)

- 一 生産者、卸賣商人及び小賣商人が賣却したる産物及び商品の代價
- 二 居職人及び製造人の仕事に關する債權
- 三 生徒及び習業者の教育、衣食及び止宿の代料に關する校主、塾主、教師、及び師匠の債權



○左に掲げたる債権は一年間之を行はざるに因りて消滅す(同第七十四條)

- 一 月又は之より短き時期を以て定めたる雇人の給料
- 二 勞力者及び藝人の賃金並に其供給したる物の代價
- 三 運送賃
- 四 旅店、料理店、貸席及び娯遊場の宿泊料、飲食料、席料、木戸錢、消費物代價並に立替金
- 五 動産の損料

### 第二章 時効の中斷

時効の中斷とは、前章の如く消滅時間を定めたるも、其期限内に左の事由ありたる時は、更に其日より新になるを云ふなり(同第四百四十七條)

- 一 請求
- 二 差押、假差押又は假處分
- 三 承認

假令は醫師の藥代は三年間にて債権消滅するも、二年

同五千圓マデ 二十五圓

同五千圓以上は千圓に達する毎に二圓を加ふるものとす

訴訟物の價格を算定するには民事訴訟第三條乃至第六條の規定に従ふ

○財産權上の請求に非ざる訴訟に付ては其訴訟物の價格百圓と看做し印紙を貼用すへし

○財産權上の請求に非ざる訴訟と其訴訟に由て生ずる財産權上の訴訟と併合するときは其多額一方の訴訟物の價格に依り印紙を貼用すへし

○本訴と反訴と其目的が同一の訴訟物なるときは反訴の訴狀に印紙を貼用するに及ばず

○控訴狀には前に示したる印紙の半額 上告狀には其全額を加貼すへし

○左の書類には五十錢の印紙を貼用すへし

- 一 抗告
- 一 故障
- 一 證據調の申立

目に之を請求するか或は差押の手續を爲す時は更に其日より又三年有効となるの類なり

### 第三章 訴訟用印紙法

民事の訴訟の書類には必ず印紙を貼用せざるへからず其規定を左に示す

○財産權上の請求に係る第一審の訴狀には訴訟物の價格に應じ左の區別により印紙を貼用すべし

- 訴訟物の價格五圓マデ 二十錢
- 同十圓マデ 三十錢
- 同二十圓マデ 六十錢
- 同五十圓マデ 一圓五十錢
- 同七十五圓マデ 二圓二十錢
- 同百圓マデ 三圓
- 同二百五十圓マデ 六圓五十錢
- 同五百圓マデ 十圓
- 同七百五十圓マデ 十三圓
- 同千圓マデ 十五圓
- 同二千五百圓マデ 二十圓

一 假差押及び假處分の申請

一 判決の送達わらん事を求むる申立

一 執行力ある正本を求むる申立、但し此正本の數通を求むる時は其一通毎に五十錢の割合を以て印紙を貼用すへし

○再審を求むるの訴訟には其訴を爲すへき裁判所の審級に依り相當の印紙を貼用すへし

○原狀回復の申立には其書面を差出すへき裁判所の審級に依り相當の印紙を貼用すへし

○答申書其地右數條に掲げざる申立及び申請には二十錢の印紙を貼用すへし

### 第四章 民事訴訟費用

民事の訴訟費用は左の如し

一 訴狀其他總て書類の書記料は半枚十二行二十字詰に付き金二錢五厘とす

但半枚に満たざるものも亦同じ

○圖面は一葉につき金十錢とす但別に測量を要したるときは其測量費は裁判所の意見を以て定むる處



に依る

一 翻譯料は半枚十二行二十字詰に付金五十錢とす  
但し半枚に満たざるものも亦同し

一 官報、公報及び新聞紙を以て公告したる公告料は各其定價に依る

一 當事者の日當は出頭一度に付き金五十錢とす、但し滞在費を供する場合に於ては此日當を二十五錢とす

一 證人の日當は出頭二度に付き五十錢とす、但し滞在費を供する場合に於ては此日當を給せず

一 鑑定人及び通事の日當は出頭一度に付き金五十錢乃至五圓の範圍内に於て裁判所の意見を以て定むる處に依る

鑑定を爲すに付き別に支出したる費用は其實費に依る

一 當事者の滞在費は滿八里以外の地より來り滞在するときは一日廿五錢とし證人、鑑定人及び通事の滞在費は一日金五十錢とす

同千圓を超ゆるときは二圓とす

若し執務時間三時間以上に渉る時は一時間毎に前記手数料の三分の一を加ふ

一 動産、不動産及び船舶の競賣に付ての手数料は左の如し、但し競賣に依り得たる金額執行すべき債權額に超過する時は其債權を以て競賣金額を看做す

競賣金額貳拾圓迄 手数料六拾錢

同 五十圓迄 同 一圓

同 百圓 同 一圓五十錢

同 貳百五十圓迄 同 貳圓

同 五百圓迄 同 貳圓五十錢

同 千圓迄 同 四圓

以上千圓毎に一圓を加ふ  
一 執達吏自己の役場より一里以上の地に至り職務を行ふ時は一里毎に十錢以下の旅費を受く、但し一里に満たざるも一里と看做して算定す

### 第六章 公正證書手数料

一 當事者、證人、鑑定人及通事の旅費は海陸滿一里毎に付き金十錢とす

通路兩線以上あるときは最近の通路を以て旅費を算定す

一 判事及び裁判所書記檢證の爲め實地臨檢を爲すに付ての旅費及び滞在費は證人に準ず

### 第五章 執達吏手数料

執達吏の取扱ふ手数料は左の如し

一 書類送達の手数料 一通に付金五錢

一 有體財産及未だ土地より離れざる果實並に爲替證券其他裏書を以て移轉することを得る證券の差押、假差押に付ての手数料は

執行すべき債權額二十圓マデ 三十錢

同五十圓マデ 五十錢

同百圓マデ 七十五錢

同貳百五十圓マデ 一圓

同五百圓マデ 一圓廿五錢

同千圓マデ 一圓五十錢

公正證書の作成する處の公正證書の手数料は左の如し

一 原本一枚につき貳拾五錢、正本及び謄本一枚に付十錢

但し一行二十字三十行を以て一枚とし十行以上は一枚、十行以下は半枚とす

一 公證人其役場より一里以外の地に往て職務を行ふ時は往返とも旅費として一里毎に金貳十錢を受くることを得

其職務を行ふ爲め或は災變の爲に其場所又は途中に滞留する時は日當七十錢を受くる事を得

### 第七章 裁判所の事務の管轄

訴訟を起すには裁判所の管轄を知らざるべからず、然らざる時は何れの裁判所へ出訴して可なるや分明ならず若し之を誤る事ある時は貴重なる時日及費用を徒費し且つ相手方より管轄違を以て排斥せらるるへし、故に今其管轄區別を左に示す

○區裁判所於て管轄するもの



一 百圓を超過せざる金額又は價格百圓を超過せざる物に關する請求

二 價格に拘はらず左の訴訟

(イ) 住家其の他の建物又は其の或る部分の受取明渡使用占據若は修繕に關し又は賃借人の家具若しくは所持品を賃借人の差押へたることに關し賃借人と賃借人との間に起りたる訴訟

(ロ) 不動産の經界のみに關する訴訟

(ハ) 占有のみに關する訴訟

(ニ) 雇主と雇人との間に雇期限一年以下の契約に關り起りたる訴訟

(ホ) 左に掲げたる事項に付き旅人と旅店若は飲食店の主人又は旅人と水陸運送人との間に起りたる訴訟

(一) 賄料又は宿料又は旅人の運送料又は之に伴ふ手荷物の運送料

(二) 旅店若は飲食店の主人又は運送人に旅人より保護の爲め預けたる手荷物金銀又は有價物

○ 地方裁判所の管轄、裁判權は左の如し

一 第一着の一審判として

區裁判所の權限又は構成法第三十八條に定めたる控訴院の權限に屬するもの（皇族に對する民事訴訟は第一審第二審とも東京控訴院にて審判す）を除き其の他の請求

二 第二着の審判として

(イ) 區裁判所の判定に對する控訴

(ロ) 區裁判所の決定及命令に對する法律に定めたる抗告

○ 控訴院の管轄、裁判權は左の如し

一 地方裁判所の第一審判決に對する控訴

二 區裁判所の判決に對する控訴に付爲したる地方裁判所の判決に對する上告

三 地方裁判所の決定及命令に對する法律に定めたる抗告

○ 大審院の管轄、裁判權は左の如し

一 第一審として

ても裁判所の取消し得べき許可を得て他の訴訟能力者を補佐人として共に出頭することを得、其補佐人は口頭辯論に於て權利を伸張し又は防禦する爲め原告若しくは被告を補助するものとす

### 第九章 訴訟費用の負擔

○ 敗訴の原告若しくは被告は訴訟の費用を負擔し殊に訴訟に因り生じたる費用を相手方に辨濟すべし但し其費用は裁判所の意見に於て相當なる權利伸張又は權利防禦に必要なりと認むるものに限る

訴訟中に訴を取下げ、請求を拋棄し又は相手方の請求を認諾する原告若しくは被告は敗訴の原告若しくは被告に同じ

○ 當事者の各一分は勝訴となり一分は敗訴となるときは其費用を相消し又は割合を以て之を分擔すべし第一の場合に於ては各當事者は其支出したる費用を自ら負擔し他の一方に對し辨濟を請求する事を得ず

### 第十章 訴訟手續

(イ) 裁判所構成法第三十七條第二（區裁判所の判決に對する控訴に付爲したる地方裁判所の判決に對する上告）に依り爲したる判決及同第三十八條（第三十八條の本文は地方裁判所管轄の處にあり）の第一審の判決に非ざる控訴院の判決に對する上告

(ロ) 控訴院の決定及び命令に對する法律に定めたる抗告

### 第八章 訴訟代理人及び補佐人

○ 原告若しくは被告自ら訴訟を爲さざるときは辯護士を以て代理人とし之を爲す  
辯護士の在らざる場合に於ては訴訟能力者たる親族若しくは雇人を以て訴訟代理人と爲し若し此等の者の在らざるときは他の訴訟能力者を以て訴訟代理人と爲すことを得

區裁判所にては辯護士の在るときと雖も訴訟能力者たる親族若しくは雇人を以て訴訟代理人と爲すことを得  
○ 原告若しくは被告は辯護士を補佐人と爲し又は何時に



○口頭辯論及び準備書面

一 判決裁判所に於ける訴訟に付ての當事者の辯論は口頭なりとす

但し民事訴訟に於て口頭辯論を経ずして裁判を爲すことを定めたるは此限に非ず

二 口頭辯論は書面を以て之を準備す

三 準備書面には左の諸件を掲ぐへし

(イ) 當事者及び其法律上代理人の氏名、身分、職業、住所、裁判所、訴訟物及び付屬書類の表示

(ロ) 原告若くは被告が法廷に於て爲さんと欲する申立

(ハ) 申立の原因たる事實上の關係

(ニ) 相手方の事實上の主張に對する陳述

(ホ) 原告若くは被告が事實上主張の證明又は攻撃の爲め用ゐんとする證據方法及ひ相手方の申出てたる證據方法に對する述陳

(ヘ) 原告若くは被告又は其訴訟代理人の署名及び捺印

とを得

若し其間に對し答へず又は判然答へざる時は相手方の利益と爲るへ答を爲したるものと見做すことを得

●第十一章 地方裁判所の訴訟手續

○訴の提起は訴狀を裁判所に差出して之を爲す

此訴狀には左の諸件を具備せざるべからず

一 當事者及び裁判所の表示

二 起したる請求の一定の目的及び其請求の一定の原因

三 一定の申立

●第十二章 闕席判決

○原告若くは被告、口頭辯論の期日に出席せざる場合に於ては出席したる相手方の申立に依り闕席判決を爲す

○出席せざる一方が原告なる時は裁判所は闕席判決を以て其訴の却下を言渡すへし

(ト) 年月日

一 準備書面には訴訟を爲すへき資格に付ての證書の原本、正本又は謄本其他總て原告若くは被告の手中に存する證書にして書面中に申立の原因として引用したるもの、謄本を添付すへし

證書の一部分のみを要用とする時は其冒頭、事件に屬する部分、終尾、日附、署名及び印章を謄寫したる抄本を添附するを以て足る

一 裁判長は口頭辯論を開き且之を指揮す

裁判長は告發を許し又其命に従はざる者に發言を禁ずる事を得

一 各當事者は相手方の主張したる事實に對し陳述を爲すへし

明かに争はざる事實は原告若くは被告の他の陳述より之を争はんとする意思が顯はれざる時は自白したる者と見做す

一 當事者は相手方に對し自ら問を發することを得す然れども其問を發すへき旨を裁判長に求むること

○出席せざる一方が被告なるときは裁判所は被告か原告の實事上の口頭供述を自白したるものと見做し原告の請求を正當と爲すときは闕席判決を以て被告の敗訴を言渡し又其請求を正當と爲さるときは其訴の却下を言渡すへし

○裁判所は左の場合に於ては職權を以て闕席判決の申立に付ての辯論を延期することを得

一 出席せざる原告若くは被告が合式に呼出されざりし時

二 出席せざる原告若くは被告が天災其他避くべからざる事變の爲に出席する能はざることを眞實と認むへき事情あるとき

○闕席判決を受けたる原告若くは被告は其判決に對し故障を申立つることを得

故障申立の期間は十四日とす

○故障申立は闕席判決を爲したる裁判所に書面を差出して之を爲す

此書面には左の諸件を具備することを要す



- 一 故障を申立てられたる闕席裁判の表示
  - 二 其判決に對する故障の申立
- 裁判所は職權を以て故障を許すべきや又法律上の方式に従ひ若くは其期間に於て故障を申立てたるや否やを調査すへし
- 若し此要件の一を缺くときは判決を以て故障を不適法として却下す
- 故障を適法とするときは訴訟は闕席前の程度に復す

### 第十三章 通常の訴訟手續

- 區裁判所の通常の訴訟手續に付ては區裁判所の構成又は第一編及び本節の規定に依り差異の生ぜざる限りは地方裁判所の訴訟手續に付ての規定を適用す
- 訴は書面又口頭を以て裁判所に之を爲すことを得

### 第十四章 督促手續(支拂命令)

- 一定の金額の支拂其他の代替物若くは有價證券の一定の數量の給付を目的とする請求につき債權者は通常訴訟手續に依らずして督促手續に依り條件附の

此却下の命令に對しては不服を申立つることを得す

### 第十五章 控訴

- 控訴は區裁判所又は地方裁判所の第一審に於て爲したる終局判決に對して之を爲す
- 控訴期間は一ヶ月とす此期間は不變期間にして判決の送達を以て始まる
- 控訴の提起は控訴狀を控訴裁判所に差出して之を爲す
- 此控訴狀には左の諸件を具備することを要す
- 一 控訴せらるゝ判決の表示
  - 二 此判決に對し控訴を爲す旨の陳述

### 第十六章 上告

- 上告は地方裁判所及び控訴院の第二審に於て爲したる終局判決に對して之を爲す
- 上告は法律に違背したることを理由とする時に限り之を爲すことを得
- 法則を適用せず又は不當に適用したるときは法律に

支拂命令を債務者に對して發せんことを申立ることを得

- 支拂命令は區裁判所之を發す
- 支拂命令を發することの申請は書面又は口頭を以て之を爲すことを得
- 此申請は左の諸件を具備することを要す
- 一 當事者及び裁判所の表示
  - 二 請求の一定の數額、目的物及び原因の表示
- 若し請求の數額なるときは其各箇の一定の數額、目的物及び原因の表示
- 三 支拂命令を發せんことの上立
- 支拂命令は豫め債務者を審訊せしめて之を發す
- 債務者は支拂命令に對し書面又は口頭を以て異議の申立を爲すことを得
- 前項異議の申立は支拂命令送達の日より十四日間内に爲すを要す
- 時期に後れて申立てたる異議は命令を以て之を却下す

違背したるものとす

○裁判は左の場合に於ては常に法律に違背したるものとす

- 一 規定に従ひ判決裁判所を構成せざりしとき
  - 二 法律に依り職務の執行より除外せられたる判事か裁判に參與したるとき但し忌避の申請又は上訴を以て除外の理由を主張したるも其効なかりしときは此限にあらす
  - 三 判事か忌避せられ且つ忌避の申請を理由ありと認めたるに拘はらず判決に參與したるとき
  - 四 裁判所か其管轄又は管轄違を不當に認めたる時
  - 五 訴訟手續に於て原告若くは被告か法律の規定に従ひ代理せられざりし時
  - 六 訴訟手續の公行に付ての規定に違背したる口頭辯論に基き裁判を爲したるとき
  - 七 裁判に理由を付せざる時
- 上告期間は一ヶ月とす
- 判決を送達前に提起したる上告は無効とす



### 第十七章 再審

○確定の終局判決を以て終結したる訴訟は取消の訴又は原状回復の訴に因り之を再審する事を得

○左の場合に於ては取消の訴に因り再審を求むることを得

- 一 規定に随ひ判決裁判所を構成せざりしとき
- 二 法律に依り職務の執行より除外せられたる判事か裁判に參與したるとき但し忌避の申請は上訴を以て除外の理由を主張したるも其効なかりしときは此限に在らず
- 三 判事か忌避せられ且つ忌避の申請か理由ありと認められるに拘はらず裁判に參與したりしとき
- 四 訴訟手續に於て原告若くは被告か法律の規定に従ひ代理せられざりしとき

第一號及び第三號の場合に於て上訴若くは故障を以て取消を主張し得へかりしときは取消の訴を許さす  
○左の場合に於ては原状回復の訴に因り再審を求むることを得

ることを得ざりし證書にして原告若くは被告の利益を爲るべき裁判を爲すに至らしむべきものを發見したるとき

第一號乃至第四號の場合に於ては罰せらるべき行爲に付て判決か確定と爲りたるときは又は證據欠缺外なる理由を以て刑事訴訟手續の開始若くは實行を爲し待たるときに限り再審を求むることを得

○再審の訴は一ヶ月の不變期間内に之を起すへし此期間は原告若くは被告か不服の理由を知りたる日を以て始まる若し原告若くは被告か判決の確定前に不服の理由を知りたる時は判決の確定を以て始まる判決確定の日より起算して五ヶ年の満了後は訴を爲すことを得ず

### 第十八章 強制執行

○強制執行は確定の終局判決又は假執行の宣言を付したる終局判決に因り又は公證人の作成したる公正證書正本に因りて之を爲す

○左の判決に付ては職權を以て假執行の宣言を爲すへ

- 一 刑法に掲げたる職務上の義務に違背したる罪を訴訟に關し犯したる判事か裁判に參與したるとき
- 二 原告若くは被告の法律上代理人若くは訴訟代理人又は相手方若くは其法律上代理人若くは訴訟代理人か罰せらるべき行爲を訴訟に關して爲したるとき
- 三 判決の憑據と爲りたる證書か偽造又は變造なりし時
- 四 證人若くは鑑定人か供述に因り又は通事か判決の憑據と爲りたる通譯に因り偽證の罪を犯したるとき
- 五 判決の憑據となりたる刑事上の判決か他の確定と爲りたる刑事上の判決を以て廢棄若くは破毀せられたるとき
- 六 原告若くは被告か同一の事件に付ての判決にして前に確定と爲りたるものを發見し其判決か不服を申立てられたる判決と抵觸するるとき
- 七 相手方若くは第三者の所爲に依り以前に提出す

し  
一 認諾に基き敗訴を言渡す判決  
二 證書訴訟又は爲替訴訟に於て言渡す判決  
三 同一審に於て同一の原告若くは被告に對し本案に付き言渡したる第二又は其後の闕席判決  
四 假差押又は假處分を取消す判決  
五 養料を支拂ふ義務を言渡す判決但し訴の提起後の時間及び其提起前最後の三ヶ月間の爲に支拂ふべきものなるときは限る

○左の場合に於ては申立に因り假執行の宣言を爲すへし  
一 總ての住家其他の建物又は其或る部分の受取、明渡、使用、占據若くは修繕に關し又は賃借人の家具若くは所持品を賃借人の差押へたることに關し賃借人との間に起りたる訴訟  
二 占有のみに係る訴訟  
三 雇主と雇人との間に雇期間一ヶ年以下の契約に關り起りたる訴訟

十五



四 左に掲けたる事項につき旅人と旅店若しくは飲食店の主人との間に又は旅人と水陸運送人との間に起りたる訴訟

(イ) 賄料又は宿料又は旅人の運送料又は之に伴ふ手荷物の運送料

(ロ) 旅店若しくは飲食店の主人又は運送人の旅人より保護の爲め預けたる手荷物、金銭又は有價物此他財産權上の請求に關し金額又は價格 於て貳十圓を超過せざる訴訟但し其他の價格に付ては第三乃至第六條の規定を適用す

### 第十九章 金銭の債權に付ての強制執行

一 動産に對する強制執行

○動産に對する強制執行は差押を以て之を爲す  
差押は執行力ある正本に掲けたる請求を債權者に辨濟する爲め及び強制執行の費用を償ふ爲に必要なるもの、外に及ぼすことを得ず  
差押ふ可き物を換價するも強制執行を償ふて剩餘を

得る見込みなきときは強制執行を爲すことを得ず

一 有體動産に對する強制執行

○債務者の占有中に在る有體動産の差押は執達吏其物を占有して之を爲す

其物は債務者の承諾あるときは又は其運搬を爲すにつき重大なる困難あるときは之を債務者の保管に任せし此場合に於ては封印其他の方法を以て差押を明白にするときに限り其効力を生ず執達吏は債務者に其差押を爲したることを通知すへし(但し此封印を私に破り又は其物を賣却或は交換隠蔽するときは刑法により罰せらるべし)

○果實は未だ土地より離れざる前と雖も之を差押ふることを得然れども其差押は通常の成熟時期の前一ヶ月内に非ざれば之を爲すことを得ず

○差押の効力は差押物より生ずる天然の產出物にも當然及ぶものとす

○左に掲ぐる物は之を差押ふることを得ず

一 衣服、寢具、家具及び厨具但し此物か債務者及

八 勳章及び名譽の證標

九 實印其他職業に必要なる印

十 神體、佛像其他神拜の用に供する物

十一 系譜

十二 債務者又は其家族の未だ[ ]にせざる發明に關する物及び債務者又は其家族の未だ[ ]にせざる著述の稿本

十三 債務者及び其家族が學校に於て使用に供する書籍

(以上)に對し差押へたる場合には異議の申請を爲すことを得

然れども債務者の承諾あるときは第三號乃至第八號に掲けたる物を除く外之を差押ふることを得

○執達吏は差押を實施したる後債權者又は裁判所の特別委任を要せずして以下數條の規定に従ひて公の競賣方法を以て其差押物を賣却すへし

○競賣すべき物の中に高價のもの有るときは執達吏は適當なる鑑定人をして其評價をなさしむへし

- 五 文武の官吏、神職、僧侶、公立私立の教育場教師、辯護士、公證人及び醫師に在ては其職業を執行する爲め欠くべからざる物並に身分相當の衣服
- 六 文武の官吏、神職、僧侶及び公立私立の教育場教師に在ては第六百十八條(後に示す)に規定する職務上の収入又は恩給の差押を受けざる金額但し差押より次期の俸給又は恩給の支拂までの日數に應じて之を計算す
- 七 藥舖に在ては調藥を爲す爲め欠くべからざる器具及び藥品



○差押金銀は之を債権者に引渡すへし

執達吏が金銀を取立てたるときは債務者より支拂を爲したるものと看做す但し保證を立て又は供託を爲して差押を免かるゝことを債務者に許したる時は此限にあらす

○差押の日と競賣の日との間には少なくとも七日の間を存することを要す但し差押債権者、執行力ある正本に因り配當を要求する債権者及び債務者競賣を公に早く爲さんことを合意したるとき又は差押物を永く貯蔵するにつき不相應の費用若くは其物の價格の著しく減少する危害を避けん爲め競賣を早く爲すことの必要なるときは此限に在らす

○競賣は差押を爲したる市町村に於て之を爲す但し差押債権者及び債務者か他の地に於て之を爲すことを合意したるときは此限にあらす

競賣の日時及び場所は之を公告す但し此公告には競賣すべきものを表示すへし

○最高價競賣の爲めの競落は其價額を三回呼上げたる

○債権者は差押命令の申請に差押ふ可き債権の種類及び數額を開示すへし

右申請は書面又は口頭を以て之を爲すを得

○左に掲ぐる債権は之を差押ふることを得す

一 法律上の養料

二 債務者か義捐建築所より又は第三者の慈恵に因り受くる繼續の収入但し債務者及び其家族の生活の爲め必要なるものに限る

三 下士、兵卒の給料並に恩給及び其遺族の扶助料

四 出陣の軍隊又は役務に服したる軍艦の乗組員に屬する軍人、軍屬の職務上の収入

五 文武の官吏、神職、僧侶及び公立私立の教育場教師の職務上の収入、恩給及び其遺族の扶助料

六 職工、勞役者又は雇人か其勞力又は役務の爲めに受くる報酬

○第一、第五、第六の場合に於て、務上の収入、恩給其他の収入も一ヶ年間に三百圓を超過するときは其超過額の半額を差押ふることを得

後之を爲す

○金銀物は其金銀の實價より以下に競落することを許さず其實價までに競賣を爲すものなきときは執達吏は金銀の實價に達する價額を以て適宜に之を賣却することを得

○執達吏有價證券を差押へたるときは相場あるものは賣却日の相場を以て適宜に之を賣却し其相場なきものは一般の規定に従ひて之を競賣すへし

○適當なる期間經過するも執達吏競賣を爲さざるときは差押債権者及び執行力ある正本に因り配當を要求する債権者は一定の期間内に競賣を爲すへきことを催告し其催告の効あらざる時は相當の命令あらんことを執行裁判所に申請することを得るものとす

一 債権及び他の財産権に對する強制執行  
○第三者(第三債権者)に對する債務者の債権にして金銀の支拂又は他の有財物若くは有價證券の引渡若くは給付を目的とするもの、強制執行は執行の裁判所の差押命令を以て之を爲す

一 不動産に關する強制執行

○不動産に關する強制執行は左の方法を以て之を行ふ

一 強制競賣

一 強制管理 (不動産登記の權利を差押へることを云ふ)

債権者は自己の撰擇に依り一箇の方法を以て又は二箇の方法を併せて執行せしむることを得  
強制管理は假差押の執行の爲にも亦之を爲す  
強制執行は申立に因りて裁判所之を爲す

### 第二十章 家資分散

○民事訴訟法の強制執行處分に因り義務を辨濟する資力なき債務者に對しては管轄裁判所は職權に因り又は申立に因り決定を以て家資分散者たるの宣告を爲すへし

右の決定は口頭辯論を要せずして之を爲すことを得此決定に對しては即時抗告を爲すことを得

### 第二十一章 貸借心得



一利息

○利息を生ずべき債権に付き別段の意思表示なき時は其利率は年五分とす

一利息の延滞したる時

○利息か一年分以上延滞したる時に於て債権者より催告を爲すも債務者か其利息を拂はざる時は債権者は之を元本に組入るゝ事を得

一債権の効力

○債務の履行につき確定期限ある時は債務者は其期限の到来したる時より遅滞の責に任す

○債務の履行につき不確定期限ある時は債務者は其期限の到来したることを知りたる時より遅滞の責に任す

○債務の履行につき期限を定めざりし時は債務者は履行の請求を受けたるときより遅滞の責に任す

○債務者か責任に債務の履行を爲さざる時は債権者は其強制履行を裁判所に請求する事を得但し債務の性質が之を許さざる時は此限に在らず

○連帯債務者の一人と債権者との間に更改ありたるときは債権は總債務者の利益の爲めに消滅す

一保證債務

○債務者か保證人に債務の履行を請求したるときは保證人は先づ主たる債務者に催告を爲すべき旨を請求することを得但し主たる債務者か破産の宣告を受け又は其行方知れざる時は此限にあらす

○債権者か前條の規定に従ひ主たる債務者に催告を爲したる後と雖も保證人か主たる債務者に辨済の資力ありて且執行の容易なる事を證明したるときは債権者は先づ主たる債務者の財産に付き執行を爲すことを要す

○前二條の規定に依り保證人の請求ありたるに拘はらず債権者か催告又は執行を爲す事を怠り其後主たる債務者より全額の主たる辨済を得ざる時は保證人は債務者か直ちに催告又は執行を爲せば辨済を得へかりし限度に於て其義務を免る

一先取特權

債務の性質が強制執行を許さるる場合に於て其債務か作爲を目的とする時は債権者は債務者の費用を以て第三者に之を爲さしむることを裁判所に請求するを得但し法行爲を目的とする債務に付ては裁判を以て債務者の意思表示に代ふることを得

○債務者か其債務の本旨に従ひたる履行を爲さざるときは債権者は其損害の賠償を請求することを得債務者の責に歸すべき事由に因りて履行を爲すこと能はざるに至りたる時亦同し

一連帯債務

○數人か連帯債務を負担する時は債権者は其債務者の一人に對し又は同時若しくは順次に總債務者に對して全部又は一部の履行を請求する事を得

○連帯債務者の一人に對する履行の請求は他の債務者に對しても其効力を生ず

○先取特權は本法其他の法律の規定に従ひ其債務者の財産につき他の債権者に先ちて自己の債権の辨済を受ける權利を有す

○先取特權は其目的物を賣却、質貸、滅失又は毀損に因りて債務者か受くべき金銭其他の物に對しても之を行ふことを得但し先取特權者は其拂渡又は引渡前に差押を爲すことを要す

○債権者か先取特權の目的物の上に設定したる物權の對價に付き亦同し

○左に掲げたる原因より生したる債権を有する者は債務者の總財産の上に先取特權を有す

- 一 共益の費用
- 一 葬式の費用
- 一 雇人の給料
- 一 日用品の供給

○共益費用の先取特權は各債権者の共同利益の爲に爲したる債務者の財産の保存、精算又は配當に關する費用に付き存在す



前項の費用中總債權者に有益ならざりしものには付ては先取特權は其費用の爲め利益を受けたる債權者に對してのみ存在す

○葬式費用の先取特權は債務者の身分に應じて爲したる葬式の費用につき存在す

前項の先取特權は債務者か其扶養すべき親族又は家族の身分に應じて爲したる費用に付ても又存在す

○雇人給料の先取特權は債務者の雇人か受くべき最後の六ヶ月間の給料に付き存在す但し其金額は五十圓を限りどす

○日用品供給の先取特權は債務者又は其扶養すべき同居の親族並に家族及び其僕婢の生活に必要な最後の六ヶ月間の飲食品及び薪炭油の供給に付き存在す  
一 不動産の先取特權

○左に掲げたる原因より生したる債權を有する者は債務者の特定不動産の上に先取特權を有す

- 一 不動産の賃貸借
- 二 旅店の宿泊

○質權の設定は債權者に其目的物の引渡しを爲すに因りて其効力を生す

○質權者は其權利の存續期間に於て自己の責任を以て質物の轉質と爲すことを得此場合に於ては轉質を爲さざれば生ぜざるべき不可抗力に因る損失に付ても亦其責に任す

一 不動産質

○不動産質權者は繼續して質物を占有するに非ざれば其質權を以て第三者に對抗することを得す

○不動産質權者か質物の占有を奪はれたるときは占有回復の訴に依りてのみ其質物を回復することを得

○不動産質權者が其債權の辨濟を受けるときは正當の理由ある場合に限り鑑定人の評價に從て質物を以て直ちに辨濟に充つることを裁判所に請求することを  
得此場合に於ては質權者は豫め債務者に其請求を通知することを要す

○數個の債權を擔保する爲め同一の不動産につき質權を設定したるときは其質權の順位は設定の前後に依る

- 三 旅客又は荷物の運輸
- 四 公吏の職務上の過失
- 五 不動産の保存
- 六 不動産の賣買
- 七 種苗又は肥料の供給
- 八 農工業の勞役

一 不動産の先取特權

○左に掲げたる原因より生したる債權を有する者は債務者の特定不動産の上に先取特權を有す

- 一 不動産の保存
- 二 不動産の工事
- 三 不動産の賣買

● 第二十一章 質權

○質權者は其債權の擔保として債務者又は第三者より受取りたる物を占有し且其物に付き他の債權者に先らて自己の債務の辨濟を受くる權利を有す

○質權は讓渡すことを得ざる物を以て其目的と爲すことを得す

一 不動産質

○不動産質者は質權の目的たる不動産の用方に從ひ其使用及び收益を爲すことを得

○不動産質權者は管理の費用を拂ひ其他不動産の負擔に任す

○不動産質權者は其債權の利息を請求することを得す

○不動産質の存續期間は十年を越ゆることを得す若し之より長き期間を以て不動産質の設定したる時は其期間は之を十年に短縮す

○不動産の設定は之を更新することを得其期間は更新の時より十年を越ゆることを得す

一 權利質

○質權は財産權を以て其目的と爲すことを得

○債權を以て質權の目的と爲す場合に於て其債權の證書ある時は質權の設定は其證書の交付を爲すに因りて其効力を生す

○指名債權を以て質權の目的と爲したるときは第四百六十七條(民法の)の規定に從ひ第三債務者に質權の



設定を通知し又は第三債務者か之を承諾するに非ざれば之を以て第三債務者其他の第三者に對抗することを得ず

前項の規定は記名の株式には之を適用せず

○記名の社債を以て質権の目的と爲したるときは社債の譲渡に關する規定に従ひ會社の帳簿に質権の設定を記入するに非ざれば之を以て會社其他の第三者に對抗することを得ず

○指圖債權を以て質権の目的となしたる時は其證書に質権の設定を裏書するに非ざれば之を以て第三者に對抗することを得ず

○質権者は質権の目的たる債權を直接に取立つることを得

債權の目的物か金錢なるときは質権者は自己の債權額に對する部分に限り之を取立つることを得

右の債權の辨濟期か質権者の債權の辨濟期前に到來したるときは質権者は第三債務者をして其辨濟金額を供託せしむることを得此場合に於ては質権は其供

○抵當權者か利息其他の定期金を請求する權利を有するときは其満期と爲りたる最後の二年分に付てのみ其抵當權を行ふことを得但し其以前の定期金に付ても満期後特別の登記を爲したるときは其登記の時より之を行ふことを妨げず

○抵當權者は其抵當權を以て他の債權の担保と爲し又同一の債務者に對する他の債權者の利益の爲め抵當權若しくは其順位を譲渡し又は拋棄することを得前項の場合に於て抵當權者か數人の爲めに其抵當權の處分を爲したるときは其處分の利益を受くる者の權利の順位は抵當權の登記に附記を爲したる前後に依る

○抵當不動産につき所有權又は地上權を買受けたる第三者か抵當權者の請求に應じて之に其代價を辨濟したるときは抵當權は其第三者の爲めに消滅す

### 第二十四章 約束手形

○改正商法の手形法中より最も多く世人の使用する約束手形に關する事項を抄録して運用の便に資す但し

託金の上に存在す

債權の目的物か金錢に非ざるときは質権者は辨濟として受けたる物の上に質權を有す

### 第二十三章 抵當權

○抵當權者は債務者又は第三者か占有を移さずして債務の擔保に供したる不動産に付き他の債務者に先ちて自己の債權の辨濟を受くる權利を有す

○地上權及び永小作權も亦之を抵當權の目的と爲すことを得此場合に於ては本章の規定を準用す

○抵當權は抵當地の上に存する建物を除く外其の目的たる不動産に附加して之と一體を成したる物に及ぶ但し設定行為に別段の定あるとき及び第四百二十四條の規定に依り債權者か債務者の行為を取消すことの場合に此限に在らず

一 抵當權の効力

○數個の債權を擔保する爲め同一の不動産に付き抵當權を設定したるときは其抵當權の順位は登記の前後に依る

約束手形と爲替手形とは略同一のものなり只其異なる點は爲替手形は振出人と支拂人とを異にすれども約束手形に在ては振出人か則ち支拂人となるなり左の如し

#### 手形

##### 總則

○本法に於て手形とは爲替手形、約束手形及び小切手を謂ふ(四三四)

○手形に署名したる者は其手形の文言に従ひて責任を負ふ(四三五)

○代理人が本人の爲めにするを記載せずして手形に署名したるときは本人は手形上の責任を負ふことなし(四三五)

○偽造又は變造したる手形に署名したる者は其偽造又は變造したる手形の文言に従ひて其責任を負ふ

變造したる手形に署名したる者は變造前に署名したるものと推定す

偽造者、變造者及び惡意又は重大なる過失に因り偽



造又は變造したる手形を取持したる者は手形上の權利を有せず(百四七)

○無能力者が手形上より生したる債務を取消したるときと雖も他の手形上の權利義務に影響を及ぼさず(百三八)

○本編に規定なき事項は之を手形に記載するも手形上の効力を生ぜず(百三九)

○手形の債務者は本編に規定なき事由を以て手形上の請求を爲す者に對抗することを得ず但直接に之に對抗することを得べき事由は此限に在らず(百四〇)

○何人雖も悪意又は重大なる過失なくして手形を取持したる者に對し其手形の返還を請求することを得ず(百四一)

○手形の引受又は支拂を求むる爲めにする呈示、拒絶證書の作成其他手形上の權利の行使又は保全に付し利害關係人に對して爲すべき行為は其營業所若し營業所なきときは其住所又は居所に於て之を爲すことを要す但其者の承諾あるときは他の場所に於て之

を爲すことを妨げず

利害關係人の營業所、住所又は居所か知れるときは拒絶證書を作るへは公證人又は執達吏は其地の官署又は公署に問合を爲すことを要す若し問合を爲すも營業所、住所又は居所か知れるときは役場又は官署若しくは公署に於て拒絶證書を作ることを得(百四二)

○引受人又は約束手形の振出人に對する債權は満期日より三年所持人の其前者に對する償還請求權は支拂拒絶證書作成の日より六ヶ月裏書人の其前者に對する償還請求權は償還を爲したる日より六ヶ月を経過したるときは時効に因りて消滅す(百四三)

○手形より生したる債權か時効又は手續の欠缺に因りて消滅したるときと雖も所持人は振出人又は引受人に對し其受けたる利益の限度に於て償還の請求を爲すことを得(百四四)

○約束手形には左の事項を記載し振出人之に署名することを要す(百四五)

一 其約束手形たる事を示すへき文字

二 一定の金額

三 受取人の氏名又は商號

四 單純なる支拂の約束

五 振出の年月日

六 一定の満期日

七 振出地

○振出人か約束手形に支拂地を記載せざりし時は振出地を以て其支拂地とす(百四六)

○一覽後定期拂の約束手形の所持人は其日附より一年内に振出人に約束手形を呈示することを要す但し振出人は之より短き呈示期間を定むことを得

所持人が拒絶證書に依り前項に定めたる呈示を爲したる事を證明せざるときは振出人以外の前者に對する手形上の權利を失ふ(百四七)

○所持人が一覽後定期拂の約束手形を呈示したる場合に於て振出人か呈示を受けたる旨又は其日附を約束手形に記載せざりしときは所持人は呈示期間内に拒

絶證書を作らしむることを要す此場合に於ては拒絶證書作成の日を以て呈示の日と看做す

所持人拒絶證書を作らしめざりしときは振出人以外の前者に對する手形上の權利を失ふ

振出人か呈示の日附を記載せざりし場合に於て所持人が拒絶證書を作らしめざりしときは呈示期間の末日を以て呈示の日と看做す(百四八)

○左の規定(爲替手形)は約束手形に之を準用す(百四九)

○爲替手形の主たる部分に記載したる金額か他の部分に記載したる金額と異なるときは主たる部分に記載したる金額を以て手形金額とす(百五〇)

○爲替手形は其金額三十圓以上のものに限り之を無記名式と爲すことを得(百五一)

○振出人か爲替手形に満期日を記載せざりしときは一覽の日を以て其爲替手形の満期日とす(百五二)

○支拂地か支拂人の住所と異なるときは他人を以て支拂擔當者として爲替手形に記載することを得(百五三) 振出人は爲替手形に其支拂地に於ける支拂の場所を



記載することを得(四五五)

裏書

○爲替手形は其名式記なるときは雖も裏書に依り之を譲り渡すことを得但振出人が裏書を禁する旨を記載したるときは此限にあらす(四五五)

○振出人、引受人又は裏書人が裏書に依りて爲替手形を譲り受けたるときは更に裏書に依りて之を譲渡することを得(四五六)

○裏書は爲替手形其原本又は補箋に被裏書人の氏名又は商號及び裏書の年月日を記載し裏書人署名するに依りて之を爲す(四五七)

裏書は裏書人の署名のみを以て之を爲すことを得此場合に於ては爾後爲替手形は引渡のみに以りて之を譲渡すことを得

○裏書人は裏書を爲すに當り手形上の責任を負はざる旨を記載することを得(四五九)

○裏書人は裏書を爲すに當り爾後裏書を禁する旨を記載したるときは其裏書人は被裏書人の後者に對して

所持人又は償還を爲したる裏書人若しくは振出に對して支拂ふべき金額は第四百九十一條又は第四百九十二條の規定に依りて之を定む(四七〇) (下の償還請求の部にあり)

○引受人が破産の宣告を受けたる場合に於て相當の擔保を供せざるときは所持人は豫備支拂人の引受けを求むることを得但し拒絶證書を作らしめ但つ遲滞なく豫備支拂人に對して其通知書を發することを要す

支拂

○一覽拂の爲替手形の所持人は其日附より一年内に爲替手形を呈示して其支拂を求むることを要す但振出人は之より短き呈示期間を定むることを得  
所持人が拒絶證書に依り前項に定めたる呈示を爲したることを證明せざるときは其前者に對する手形上

手形上の責任を負ふことなし(四六〇)

○裏書人が其署名のみを以て裏書を爲したるときは所持人は自己を其被裏書人と爲すことを得(四六一)

○支拂拒絶證書作成の期間經過の後所持人が裏書を爲したるときは被裏書人は裏書人の有したる権利のみを取得す此場合に於ては其裏書人は手形上の責任を負ふことなし(四六三)

○所持人は裏書に依りて爲替手形の質入を爲し又は其取立の委任を爲すことを得

此場合に於ては裏書其に目的を附記する事を要す前項の場合に於て被裏書人は同一の目的を以て更に裏書を爲す事を得(四六三)

○裏書ある爲替手形の所持人は其裏書が連續するに非されは其権利を行ふことを得す但署名のみを以て爲したる裏書あるときは次の裏書人は其裏書に因りて爲替手形を取ししたるものと看做す(四六四)

引受

○引受人が爲替手形の支拂を爲さざりし場合に於て其

の権利を失ふ(四八三)

○支拂は爲替手形引替に非されは之を爲すことを要せず

支拂を爲す者は所持人をして爲替手形に其支拂を受けたる旨を記載せしめ且之に署名せしむることを得(四八三)

○手形金額の全部に付き引受ありたるときは雖も所持人は其一部の支拂を拒むることを得す

一部の仕拂ありたるときは所持人は其旨を爲替手形に記載し且其原本を作りて署名の後之を交付することを要す(四八四)

一 償還請求  
○支拂人が爲替手形の支拂を爲さざりしときは所持人は其前者に對して償還請求を爲すことを得

○所持人が前條の請求を爲さんと欲するときは支拂を求むる策め爲替手形支拂人に呈示し若し手形金額の支拂なきときは満期日又は其後二日以内に支拂拒絶證書を作らしめ且償還を爲さしめんと欲する者に對し



拒絶證書作成の翌日までに償還請求の通知するこ  
とを要す

前項の場合に於て裏書人は償還を爲さしめんと欲す  
る者に對し自己か通知を受けたる日の翌日までに償  
還請求の通知を發することを要す(四八八)

○爲替手形の所持人は支拂拒絶證書を作らしめざりし  
ときと雖も其作成を免除したる者に對しては手形  
上の權利を失ふことなし

所持人か支拂拒絶證書を作らしめたるときは其作成  
を免除したる者と雖も其費用を償還する義務を免  
るゝことを得す(四八九)

○支拂地か支拂人の住所と異なる場合に於て所持人  
か償還の請求を爲さんと欲するときは支拂擔當者  
に若し爲替手形に支拂擔當者の記載なきときは支拂  
地に於て支拂人に爲替手形を呈示して其支拂を求む  
ることを要す此場合に於て支拂擔當者又は支拂人か  
支拂を爲さざりしときは所持人は支拂地に於て第百  
八十七條第一項の規定に従ひ支拂拒絶證書を作らしめ

ることを得す(四九〇)

○償還の請求を受けたる裏書人は左の金額に付き償還  
の請求を爲すことを得

一 支拂あらずし手形金額及び満期日以後の法  
定利息

二 拒絶證書作成の手数料其他の費用

前項の金額は償還の請求を受くる者の住所地か支拂  
地と異なる場合に於ては支拂地より償還の請求を受  
くる者の住所地に宛て振出したる一覽拂の爲替手形  
の相場に依りて之を計算す若し支拂地に於て其相場  
なきときは償還の請求を受くる者の住所地の最も  
近き地に宛て振出したる一覽拂の爲替手形の相場に  
依る(四九二)

○償還の請求を受けたる裏書人は左の金額に付き償還  
の請求を爲すことを得

一 支拂あらずし手形金額及び満期日以後の法  
定利息

二 拒絶證書作成の手数料其他の費用

前項の金額は償還の請求を受くる者の住所地か支拂  
地と異なる場合に於ては支拂地より償還の請求を受  
くる者の住所地に宛て振出したる一覽拂の爲替手形  
の相場に依りて之を計算す若し支拂地に於て其相場  
なきときは償還の請求を受くる者の住所地の最も  
近き地に宛て振出したる一覽拂の爲替手形の相場に  
依る(四九二)

且償還請求の通知を發する事を要す

爲替手形に支拂擔當者の記載する場合に於て所持人  
か前項に定めたる手續を爲さざりしときは引受人に  
對しても手形上の權利を失ふ(四九〇)

○爲替手形の所持人は左の金額に付き償還の請求を爲  
すことを得

一 支拂あらずし手形金額及び満期日以後の法  
定利息

二 拒絶證書作成の手数料其他の費用

前項の金額は償還の請求を受くる者の住所地か支拂  
地と異なる場合に於ては支拂地より償還の請求を受  
くる者の住所地に宛て振出したる一覽拂の爲替手形  
の相場に依りて之を計算す若し支拂地に於て其相場  
なきときは償還の請求を受くる者の住所地の最も  
近き地に宛て振出したる一覽拂の爲替手形の相場に  
依る(四九二)

○償還の請求を受けたる裏書人は左の金額に付き償還  
の請求を爲すことを得

一 支拂あらずし手形金額及び満期日以後の法  
定利息

二 拒絶證書作成の手数料其他の費用

前項の金額は償還の請求を受くる者の住所地か支拂  
地と異なる場合に於ては支拂地より償還の請求を受  
くる者の住所地に宛て振出したる一覽拂の爲替手形  
の相場に依りて之を計算す若し支拂地に於て其相場  
なきときは償還の請求を受くる者の住所地の最も  
近き地に宛て振出したる一覽拂の爲替手形の相場に  
依る(四九二)

○償還の請求を受けたる裏書人は左の金額に付き償還  
の請求を爲すことを得

一 支拂あらずし手形金額及び満期日以後の法  
定利息

二 拒絶證書作成の手数料其他の費用

前項の金額は償還の請求を受くる者の住所地か支拂  
地と異なる場合に於ては支拂地より償還の請求を受  
くる者の住所地に宛て振出したる一覽拂の爲替手形  
の相場に依りて之を計算す若し支拂地に於て其相場  
なきときは償還の請求を受くる者の住所地の最も  
近き地に宛て振出したる一覽拂の爲替手形の相場に  
依る(四九二)

○爲替手形の所持人は左の金額に付き償還の請求を爲  
すことを得

一 支拂あらずし手形金額及び満期日以後の法  
定利息

二 拒絶證書作成の手数料其他の費用

前項の金額は償還の請求を受くる者の住所地か支拂  
地と異なる場合に於ては支拂地より償還の請求を受  
くる者の住所地に宛て振出したる一覽拂の爲替手形  
の相場に依りて之を計算す若し支拂地に於て其相場  
なきときは償還の請求を受くる者の住所地の最も  
近き地に宛て振出したる一覽拂の爲替手形の相場に  
依る(四九二)

○償還の請求を受けたる裏書人は左の金額に付き償還  
の請求を爲すことを得

一 支拂あらずし手形金額及び満期日以後の法  
定利息

二 拒絶證書作成の手数料其他の費用

前項の金額は償還の請求を受くる者の住所地か支拂  
地と異なる場合に於ては支拂地より償還の請求を受  
くる者の住所地に宛て振出したる一覽拂の爲替手形  
の相場に依りて之を計算す若し支拂地に於て其相場  
なきときは償還の請求を受くる者の住所地の最も  
近き地に宛て振出したる一覽拂の爲替手形の相場に  
依る(四九二)

○償還の請求を受けたる裏書人は左の金額に付き償還  
の請求を爲すことを得

一 支拂あらずし手形金額及び満期日以後の法  
定利息

二 拒絶證書作成の手数料其他の費用

前項の金額は償還の請求を受くる者の住所地か支拂  
地と異なる場合に於ては支拂地より償還の請求を受  
くる者の住所地に宛て振出したる一覽拂の爲替手形  
の相場に依りて之を計算す若し支拂地に於て其相場  
なきときは償還の請求を受くる者の住所地の最も  
近き地に宛て振出したる一覽拂の爲替手形の相場に  
依る(四九二)

○償還の請求を受けたる裏書人は左の金額に付き償還  
の請求を爲すことを得

一 支拂あらずし手形金額及び満期日以後の法  
定利息

二 拒絶證書作成の手数料其他の費用



に對する手形上の權利を失ふ

○爲替手形の所持人豫備支拂人又は參加引受人に非ざる者の參加支拂と雖も之を拒むことを得ず若し之を拒みたる時は被參加人及び其後者に對する手形上の權利を失ふ(五〇九)

○參加支拂を爲さんとする者數人あるときは所持人は最も多數の者をして債務を免れしむる効力を有する支拂を受くることを要す(五一〇)

○豫備支拂人又は參加引受人に非ざる參加支拂人か被參加人を示さざりしときは其支拂は支拂人の爲めに之を爲したるものと看做す(五一一)

○所持人は支拂拒絶證書に參加支拂ありたる旨を記載せしめ且手形金額及び費用の支拂と引換に其拒絶證書及び爲替手形を參加支拂人に交付することを要す(五一二)

○參加支拂か支拂を爲したるときは引受人被參加人及び其前者に對する所持人の權利を取得す(五一三)

●拒絶證書

○拒絶證書は爲替手形の所持人の請求に因り公證人又は執達吏之を作る(五一四)

○拒絶證書には左の事項を記載し公證人又は執達吏之

に署名することを要す(五二五)

一 爲替手形、其謄本及び補箋に記載したる事項

二 拒絶者及び被拒絶者の氏名又は商號

三 拒絶者に對して爲したる請求の趣旨及び拒絶者か其請求に應せざりしこと又は拒絶者に面會すること能はざりし理田

四 前號の請求を爲し之を爲すこと能はざりし地及び年月日

五 拒絶者の營業所、住所又は居所か知ざる場合に於て其地の官署又は公署に問合を爲したる事

六 法定の場所外に於て拒絶證書を作るときは拒絶者か之を承認したること

七 參加引受又は參加支拂あるときは參加の種類及び參加人並に被參加人の氏名又は商號

○數人に對して手形上の請求を爲すへるときは其請求に付き一通の拒絶證書を作らしむるを以て足る(五二六)

○公證人又は執達吏か拒絶證書を作りたるときは其帳簿に其證書の全文を記載することを要す(五二七)

○拒絶證書が滅失したるときは利害關係人は其謄本の交付を請求することを得此謄本は原本と同一の効力を有す

明治三十五年二月七日印刷

明治三十五年二月十日發行

東京市芝橋區木挽町一丁目壹番地

編輯發行 山口米吉

兼印刷者 東京市京橋區木挽町一丁目壹番地

發行所 益世館

東京市芝橋區櫻川町三番地

賣捌所 榮堂山

東京市芝橋區芝口三丁目六番地

特約賣捌所 律明館

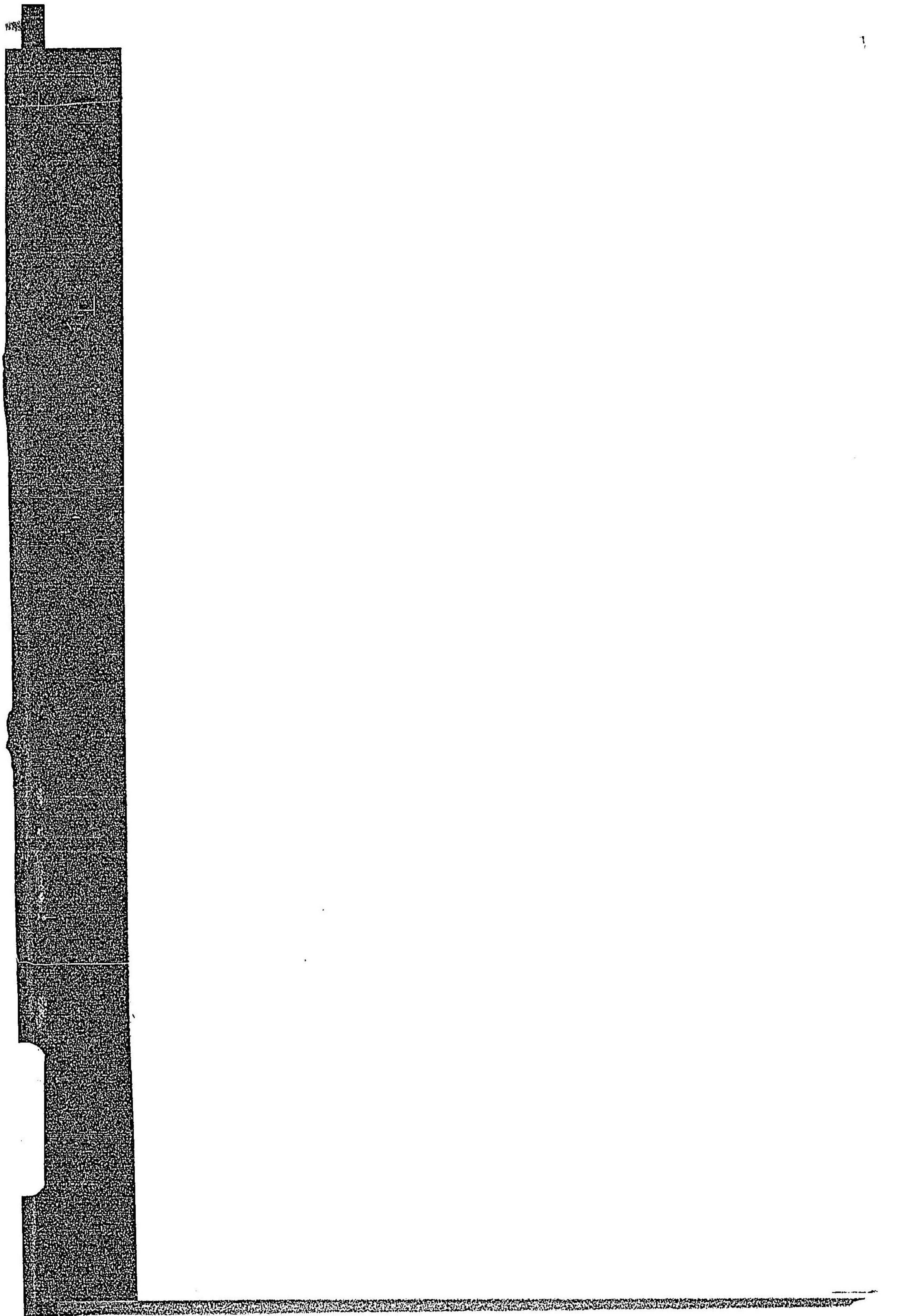
不許複製

222  
132



東京蓋世  
館出版部  
發行







裁判必勝法

国立国会図書館

036436-000-8

特48-534

裁判必勝法

益世館

M35

BBR-0089



特

5